

岩手県告示第 102 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を指定する。

令和 5 年 2 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 中間検査を行う区域 岩手県の区域のうち、盛岡市の区域を除く区域
- 2 中間検査を行う期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、次に掲げる建築物。ただし、法第 68 条の 20 の規定に適合するもの及び法第 85 条の適用を受けるものを除く。
 - (1) 共同住宅の用途に供する建築物で、階数が 3 以上のもの
 - (2) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、地階を除く階数が 3 以上、かつ、その用途に供する部分が 3 階以上の階にあるもの
 - (3) 法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する建築物（前各号に掲げる用途に供する建築物を除く。）で、地階を除く階数が 3 以上、かつ、その用途に供する部分が 3 階以上の階にあるもの
- 4 指定する特定工程 2 の期間内に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請が行われた建築物の工事で次の表に掲げる工程

建築物の用途	建築物の構造	指定する特定工程		
共同住宅	木造	基礎の配筋工事	2 階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	建築物の地上部分の階数を 2 で除した数値(端数が生じた場合は切上げ)に 1 を加えた階(以下「中間階」という。)の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造		2 階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造			中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
ホテル又は旅館	木造	基礎の配筋工事	2 階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造		2 階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造		2 階の床及びはりに鉄筋を配置する工事	中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する建築物（共同住宅、ホテル及び旅館の用途に供する建築物を除く。）	木造	基礎の配筋工事		中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造			中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造			中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事

- 5 指定する特定工程後の工程 特定工程に係る部分のコンクリート打設又は内外装工事